

#### (4) 三次救急医療体制の整備・充実

- 救命救急センターの医療機能の一層の充実を図るとともに、地域の実情を踏まえ、迅速な救急搬送体制を整備します。
- ドクターヘリについて、関係機関と連携しながら、ランデブーポイントの確保に努めるとともに、円滑かつ効果的な運航を促進します。また、ドクターヘリの広域連携を進め、相互利用による救急医療体制の充実、災害時における相互協力を推進します。

### 3 救急医療機関等から療養の場へ円滑な移行が可能な体制の確保

救急医療機関と救命期を脱した患者やリハビリテーションを必要とする患者を受け入れる医療機関、さらには、在宅での療養を支援する医療機関との連携体制を整備し、円滑な移行のための情報共有を行うなど、切れ目のない継続的な医療体制の確保に努めます。

#### 第4節 数値目標

救急医療に係る数値目標を以下のとおり設定します。

指 標	現 状	目標数値
救急搬送患者数のうち軽症者の割合	38.3% (R3年度)	34.0% (R10年度)
県人口に対する救命講習受講者数の割合 (「救命入門コース」の受講者数を含む)	0.7% (R3年度)	1.6% (R10年度)